

114
A 4322



明治九年十月廿五日

議業司

議業司
六号
正十一年四月
侯爵邸寄贈

陸軍部

助

尾

砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小
東京湾に砲撃主任長官充月一儀之付時軍令は西冬撃小

深赫白を歌い所を認めしむる計と不
 都々より我が階々凡五方より物為る
 又とらより心本年より階々并世に外也
 かも用し然り心臨り皆く後無る一和用
 ありわれ先考くよ流り依り成なり
 とらよ七考すいれ考し休く考し
 与考す考しと他考す外考す
 は海考す考し考す考す考す考す
 んと同考す考す考す考す考す

大考考す